番号	裁判所・判決日・出典	事件番号・事件名・対象種苗	主 文	条文	争 点	学成と1年12月20日 弁護工 再 工 日 也 判 旨
1	甲府地裁 平成5年12月27日 判例タイムズ854号278頁	平成5年(ヨ)第170号 種苗生産販売禁止仮処分申請事件 椎茸菌種	譲渡、譲渡申出、生産の禁止 (保証金1000万円)	種苗法12条の5	品種の同一性 利用許諾の有無	品種登録上の特性の表示と栽培のための種菌の特性のパンフレット上の表示が異なり得るから、本件種菌は登録種菌と同一性を有する。 本件書証からは利用許諾の存在を認めるに足りない。
2	長野地裁 平成8年1月25日 知財集 2 9巻1号197頁	平成3年(ワ)第185号 種苗生産・譲渡行為差止等請求事件 えのきたけ(第一審)	請求棄却	種苗法1条の2 旧種苗法12条の5	品種の同一性 種苗法12条の5第1項3号は、登 録品種を自殖交配させて育成した品種 の種菌を栄養生殖によって増殖し有償 譲渡する行為をも禁止するものといえ るか	本件登録品種と本件えのきたけとの間には菌糸の成長に関する温度特性等について差異が存し、重要な形質に係る特性によって明確に区別されるから、両者間に同一性を認めることはできない。 種苗法 1 2 条の 5 第 1 項 3 号の規定は登録品種の植物体を育種素材とした新品種の育成及びその有償譲渡等を自由とする種苗法の建前の中では例外規定ということができ、その趣旨は固定品種の育成努力にいわばただ乗りする行為を規制することによって品種育成者を保護することにあると解されるが、このような形での保護は反面において品種育成の方法を制限し、結果として新品種開発を阻害する効果をも有するから、右のような例外規定の本来の適用範囲を越えてさらにその類推適用を認めるような解釈を採ることは困難である。
3	東京高裁 平成9年2月27日 判例時報1600号127頁	平成8年(ネ)第873号 種菌有償譲渡行為差止等請求控訴事件 えのきたけ(控訴審)	控訴棄却	種苗法1条の2 旧種苗法12条の5	品種の同一性 種苗法12条の5第1項3号は、登 録品種を自殖交配させて育成した品種 の種菌を栄養生殖によって増殖し有償 譲渡する行為をも禁止するものといえ るか	ある植物体が種苗法12条の5第1項1号の登録品種の植物体の全部又は一部に当たるかは、種苗法1条の2第4項にいう、一又は二以上の重要な形質に係る特性によって他の植物体と明確に区別されるかを判断する必要があるが、その際には、種苗法1条の2第5項に基づき、農林水産大臣が定めて公示している「種苗法の規定に基づく重要な形質」(昭和五三年一二月二七日農林水産省告示第六〇二号)及びこれを更に詳細にかつ具体化した農水省農蚕園芸局の昭和54度種苗特性分類調査事業の調査委託により、全国食用きのこ種菌協会によって行われ、昭和55年3月公表された「昭和五四年度種菌特性分類調査報告書きのこ(えのきたけ)」の審査基準に掲げられた項目の相違の有無及び程度を総合して判断するほかはない。 登録品種の植物体を育種素材として利用して別の品種を育成すること及び育成された別の品種を種苗として有償譲渡等することは、種苗法12条の5第1項1号に該当せず、一般的には自由になし得るところ、種苗法12条の5第1項3号は、その例が25年の列が25年の例が25年の例が25年の例が25年の列が25年の例が25年の列が25
4	最高裁判所第二小法廷 平成10年12月18日 判例大系	平成9年(オ)第1122号 種菌有償譲渡行為差止等請求事件 えのきたけ(上告審)	上告棄却	旧種苗法12条の5	種苗法12条の5第1項3号は、登録 品種を自殖交配させて育成した品種の 種菌を栄養生殖によって増殖し有償譲 渡する行為をも禁止するものといえる	である場合には、両親の優性な特性が現れ兄弟間では特性が均一となること(雑種強勢)を利用して生産された一代雑種の種子、胞子の有償譲渡等に品種登録の効力が及ぶこととしたものであると認められる。 原審の認定判断は、原判決挙示の証拠関係に照らし、結論において是認することができる。論旨は、独自の見解に立って原判決を非難するか、又は原判決の結論に影響のない事項についての違法をいうものにすぎず、採用することができない。
5	京都地裁 平成17年7月28日 知財プリズム4巻39号71頁	平成12年(ワ)第2723号 損害賠償等請求事件 りんどう	被告 A につき2000万円 + 差止 被告 B につき慰謝料30万円	種苗法 3 3 条 種苗法 3 4 条	ライセンス契約の違反金に基づく損害賠償の可否 慰謝料名目の損害賠償の可否	被告Aに対し、ライセンス契約違反に基づく栽培の差止と通常のロイアリティの200倍の違反金を支払うという条項に基づく損害額の支払いを命じ、被告Bに対して育成者権侵害による不法行為に基づく損害賠償として慰謝料名目で30万円の支払いを命じた。
6	長野地裁 平成18年5月19日 判例タイムズ1218号306頁 判例時報1948号159頁	平成14年(ワ)第358号 種苗生産・譲渡行為差止等請求控訴事件 エリンギ(第一審)	請求棄却	種苗法3条1項1号 種苗法4条2項 種苗法27条	1 年さかのぼった日より前に業として 譲渡されていたとする無効事由がある か。	登録品種は、その出願日に公知であったエリンギの品種との明確区別性を欠き,品種登録には公 知性を理由とした無効事由があるから,原告の育成者権に基づく権利行使は,権利の濫用に当た り許されない。
7	知財高裁 平成18年12月21日 判例時報 1 961号150頁	平成18年(ネ)第10059号 種苗生産・譲渡行為差止等請求事件 エリンギ(控訴審)	控訴棄却	 種苗法3条1項1号	先育成による通常利用権の存否。 登録品種は出願前公知の品種と公然 区別性の要件を欠くという無効事由が あるか。 日本国内において品種登録の日から 1年さかのぼった日より前に業として 譲渡されていたとする無効事由がある か。	種苗法に基づく品種登録が取り消される前であっても,当該品種登録が同法3条1項(区別性,均一性及び安定性の具備),同法4条2項(未譲渡性の存在),同法5条3項(育成者複数の場合の共同出願),同法9条1項(先願優先)又は同法10条(外国人の権利享有の範囲)の規定に違反してされたものであり,取り消されるべきものであることが明らかな場合には,その育成者権に基づく差止め又は損害賠償等の権利行使(補償金請求を含む。)は,権利の濫用に当たり許されない。
					先育成による通常利用権の存否。	ある品種の種苗を入手すれば,当該品種を繁殖することが可能となるから,当該品種の種苗が 守秘義務を負わない者の手に渡った場合には,当該品種はもはや秘密の状態を脱したものという べきであって,「公然知られたもの」というべきである。
8	東京地裁 平成20年8月29日 判例時報 2 0 2 6 号 1 3 8 頁	平成18年(ワ)第19802号 育成者侵害差止等請求事件 しいたけ菌床	2 0 7 万 5 0 0 0 円	種苗法34条1項 種苗法44条 民法709条	通常利用権の成否 育成者権侵害行為についての過失の 推定を覆す事情の有無 差止請求及び廃棄請求の可否 損害の額 謝罪広告請求の可否	逸失利益については種苗法34条1項に基づいて損害額を算定し,かつ弁護士費用についても相当額を損害として認めた。原告主張の調査費用は,被告の本件育成者権の侵害による不法行為と相当因果関係のある損害であると認めることはできない。育成者権侵害に基づく謝罪広告請求につき,被告による菌床の販売によっても登録品種の種菌又は菌床の価格相場や商品イメージが具体的に低下したとはいえない。
9	東京地裁 平成21年2月27日 裁判所HP		被告Aにつき1095万3589円 被告Bにつき1095万3589円 内訳:調査費用5万2400円	種苗法34条1項 種苗法44条 民法709条	被告による本件登録品種の種苗の利用が種苗法21条2項の自家増殖に該当するか被告ら商品の販売が原告との契約に基づく適法なものであるか被告ら商品の生産及び販売を差し止める必要があるか損害の発生及びその額信用回復措置の要否	種苗法 2 1条 2 項の自家増殖の特例が認められるためには,「農業を営む個人」又は農地法 2 条 7 項にいう「農業生産法人」であることが必要である(種苗法施行令 5 条)ところ,被告会社の株主構成及び唯一の取締役が常時従事者であるかは明らかではなく,同法 2 条 7 項に規定されたその他の要件に該当する事実を認めることはできず,また,上記畑の賃借につき同法 3 条 1 項の許可を受けたからといって,直ちに同被告が農業生産法人に該当すると認めることはできない。 被告ら商品の生産及び販売による損害として種苗法34条1項の逸失利益が認められるほか、原告は、本件の調査費用として、合計 5 万 2 4 0 0 円を費やしたものと認められ、これは、被告らによる被告ら商品の生産及び販売と相当因果関係のある損害である。 育成者権侵害に基づく謝罪広告請求につき,その必要性がない。